



AOBA-JAPAN INTERNATIONAL SCHOOL

📍 HIKARIGAOKA CAMPUS
7-5-1 Hikarigaoka
Nerima-ku, Tokyo 179-0072
☎ 03-4578-8832

📍 MEGURO CAMPUS
2-11-5 Aobadai
Meguro-ku, Tokyo 153-0042
☎ 03-4520-2313

📍 BUNKYO CAMPUS
6-18-23 Honkomagome
Bunkyo-ku, Tokyo 113-0021
☎ 03-4560-3422

School Fees 2025-2026

August 2025 to June 2026

■入学時の費用

<入学時、新入生のみ>

		税込
出願費用	出願時に納入ください	¥25,000
入学金	入学決定時に納入ください	¥320,000
施設設備開発費	入学決定時に納入ください	¥320,000

■年間の費用

<年度最初の授業料請求時の1回払いで年度途中入学での減額はありません>

施設設備維持費	年度ごとにご請求いたします	¥200,000
ファミリー・コミュニティ会費	ファミリー・コミュニティ会費は家族単位の年会費で父兄の各種イベントの運営に充当されます	¥12,500
卒業費用	K5のみ	¥54,000
	G12のみ	¥152,000

<前期と後期の分割払い可>

年間授業料	幼稚部	K2	¥1,908,000
		K3からK5	¥2,120,000
	初等部から高等部	G1からG5	¥2,332,000
		G6からG12	¥2,650,000

<割引>

兄弟姉妹の割引	同一家族で二人以上の生徒が在籍する場合、第二子については年間授業料の10%、第三子以降については年間授業料の15%を割引いたします。但し、年度途中の入退学者については適用されません。学年度最後の授業料支払時に調整されます	授業料 10%割引
---------	--	--------------

■給食費、バス費、DP試験費用、Pamoja費用

給食費	選択制	幼稚部(K2からK5)	¥159,000
		初等部から中等部(G1からG9)	¥182,000
バス費	選択制	片道	¥234,000
		往復	¥380,000
DP試験費用	請求書発行時に納入ください。金額はIB登録費用・為替相場により変動します(実際の費用を請求)	G12のDP該当生徒のみ	昨年は ¥120,000
PAMOJA費用	請求書発行時に納入ください。金額はPamoja費用・為替相場により変動します	該当生徒のみ	実際の費用を 請求



Aoba-Japan International School

お支払い・返金に関する規定

お支払いに関する規定

本校のお支払い・返金に関する規定を確認し、遅延なく支払いを遂行することを生徒の家族および保護者の義務とします。家族および保護者の代理として勤務先が支払う場合も同様です。入学許可後、あるいは入学後、指定の期日までに必要な費用の入金が確認できない場合は、入学許可または継続を取消すことがあります。

授業料、給食費

授業料、給食費は前期と後期の分割払いにすることができます。

一括払い納入期日	6月20日(新入生は入学決定時)
二分割払い納入期日	6月20日および11月20日(新入生は入学決定時)

バス費

年度最初の授業料請求時に、1学年分のバス費をお支払い頂きます。1学期から在籍する生徒が2学期のみバス利用を希望する場合は、1月8日時点で2学期のバスに空席があれば、お申し込みを受け付けます。2学期から入学した場合、バス費は学校の定めた半期に基づき計算されます。

施設設備維持費およびファミリーコミュニティ会費

施設設備維持費およびファミリーコミュニティ会費は年度最初の授業料請求時に全額を請求し、年度途中の入学に対しても減額はありません。

年度途中の入学について

秋休み後の所定の日以降、または春休み後の所定の日以降に入学した場合、授業料は学校の定めた四半学期に基づき計算されます。四半学期の途中で入学した場合も、該当四半学期の授業料は全額お支払い頂きます。施設設備維持費およびファミリーコミュニティ会費については、途中入学の場合も全額のご請求となります。

再入学

退学後の再入学の場合、施設設備開発費は全額お支払い頂き、入学金は以下の金額に減額されます。

退学と同学年度の再入学	100,000 円
退学の翌学年度の再入学	150,000 円
退学の翌々学年度の再入学	200,000 円
以降	全額支払い

再入学を取りやめる場合は、返金に関する規定に従い、お支払い金額を返金致します。

休学

1学期は7月31日までに、2学期は1月8日までに正式な届けが受理された場合、休学を申請することができます。休学単位は学期ごととします。校長の休学許可が降りた場合、休学期間中の授業料の50%を免除します。休学期間中は授業料以外の費用は請求されません。2学期の休学に対しては、施設設備維持費およびファミリーコミュニティ会費の返金はありません。

学費滞納時のお支払い

支払い期日を過ぎた全ての費用に対し、月利1.2%の延滞追徴金を徴収致します。著しく納入が遅れた場合は、出席停止および在学証明書・成績証明書などの証明書発行停止の処置を取らせて頂く場合があります。

返金に関する規定

学費納入後、入学または継続を辞退する場合は、入学辞退届(新入生)または退学届(在校生)を学校事務局が受理した後、下記のとおり返金致します。

出願費用、入学金および施設設備開発費 返金はありません。

施設設備維持費およびファミリーコミュニティ会費

7月15日までに入学辞退届(新入生)、または退学届(在校生)が受理された場合は全額が返金されます。7月15日以降の届け出については、返金はありません。

1 学期の授業料

7月15日までに入学辞退届(新入生)、または退学届(在校生)が受理された場合は、1学期の授業料全額が返金されます(同年4月以降入学を含む継続生徒は継続事務手数料差し引き後の残高)。7月15日以降の届け出については、返金はありません。

2 学期の授業料

在校生は1月8日までに退学届が受理された場合は、2学期の授業料全額が返金されます。2学期からの新入生は1月8日までに入学辞退届が受理された場合は、2学期の授業料、施設設備維持費およびファミリーコミュニティ会費の全額が返金されます。1月8日以降の届け出については、返金はありません。

秋休み後、春休み後の入学の場合の授業料、施設設備維持費およびファミリーコミュニティ会費

入学予定日の3週間前までに入学辞退届が受理された場合には、授業料、施設設備維持費およびファミリーコミュニティ会費の全額が返金されます。期日以降に入学辞退届けが受理された場合は返金はありません。

継続手続き(継続生のみ)

翌年度継続して本校に就学する場合は、学籍を確保するための継続費用として250,000円を指定期日までにお支払い頂きます。この費用は翌年度の授業料から差し引かれます。継続費用お支払い後、継続を取りやめる場合は、退学届の提出後、継続事務手数料を除いた下記金額を返金致します。継続費用支払い期限を過ぎてもお支払いがない場合、再手続き費用として別途150,000円が必要となります。この再手続き費用の返金はありません。

	継続事務手数料	継続費用返金額
5月31日まで	100,000円	150,000円
6月30日まで	150,000円	100,000円
7月15日まで	200,000円	50,000円
7月16日以降		返金なし

卒業費用

1月8日までに入学辞退届(新入生)、または退学届(在校生)が受理された場合は、卒業費用の全額が返金されます。1月8日以降の届け出については、返金はありません。

給食費、バス費

7月31日までに入学辞退届、または退学届が受理された場合は給食費、バス費の全額が返金されます。1月8日までに入学辞退届、または退学届が受理された場合は、2学期の給食費、バス費の全額が返金されます。秋休み後と春休み後の入学の場合は、入学予定日の3週間前までに入学辞退届が受理された場合には、給食費、バス費の全額が返金されます。

スクールランチをキャンセルする場合は新学期開始日の2週間前までに連絡が必要です。その場合サービスを利用していない学期分の費用を返金致します。新学期開始日の2週間前以降に連絡を頂いた場合、翌学期分の費用がかかります。

バス費はキャンセルによる返金はありません。

その他の費用 その他の費用の返金規定につきましては、別途申込時の規定に定めます。

*本規定は日本の法律に準拠し、裁判上の紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。